

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）
⇒実施したM&Aを強みに地域における企業間連携を通じ、新市場開拓を促進させる。
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
⇒出向人材を活用し、ものづくり改革活動（IT、サイバーセキュリティ対策）等を推進
- c. 専門人材マッチング
⇒グループ企業の保有する関係性を活用した専門人材の活用
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
⇒取引先の生産工程の低炭素化に向けて新技術導入や改善などの協力支援する。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
⇒健康経営の認定に対する取り組みの実施とグループ間でのノウハウの共有
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言等）
⇒本年度中の事業継続計画の策定

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ・「取引先満足度調査」を毎年度実施して、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえた取引改善に繋がります。

2026年1月24日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

三林精工株式会社

代表取締役社長・佐藤 亮

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。